

令和6年度 ライフサイエンスベンチャー創出支援事業 「KYOTO発起業家育成プログラム」募集要項

令和6年5月

京都市ライフイノベーション創出支援センター
(京都市・公益財団法人京都高度技術研究所)

1 事業の目的

京都市におけるライフサイエンス関連産業の育成を図るため、ライフサイエンス分野（医療機器（アプリを含む）、医療材料、医薬品・診断薬、再生医療、ヘルスケア等）においてベンチャー企業として起業を目指す人材に対し、ビジネスモデル構築等の支援を行い、ベンチャー企業及び新事業を創出することを目的としています。

2 プログラムの特長と支援内容

自ら起業する意欲を持つ人材を対象に、ライフサイエンス分野における大学等の技術シーズをテーマとしたビジネスモデルを構築し起業につなげていくため、ライフサイエンス分野での起業経験があるメンターの助言（メンタリング）や、支援実績のある専門家等による、起業に向けたハンズオン支援を提供します。

- ✓ 起業経験者のリアルな体験やナレッジ、ノウハウに基づくメンタリング
- ✓ ライフサイエンスの知識がある弁護士や弁理士等の専門家派遣
- ✓ 採択者のキャリアや進捗状況に合わせ、柔軟にカスタマイズ可能
- ✓ 京都スタートアップ・エコシステム推進協議会と連携したオール京都での支援
- ✓ プログラム終了後、京都市ライフイノベーション創出支援センターによる継続サポート
- ✓ 京都市の「特定創業支援等事業^{*1}」対象プログラム

【支援内容】

(1) メンターやコーディネータによるハンズオン支援

ライフサイエンス分野での起業経験や経営経験のあるメンター及び京都市ライフイノベーション創出支援センターのコーディネータ等によるビジネスプランのブラッシュアップ、相談対応

(2) 専門家相談（回数上限あり）

弁護士、弁理士等との個別相談

(3) 資金計画に関する個別相談

(4) 経営・薬事等に関するセミナー^{*2}の開催

(5) インキュベーション施設等の紹介

【メンター及び専門家^{*3}】（順不同・敬称略）

- ・ 隅田剣生（株式会社産学連携研究所 代表取締役）
- ・ 小西一豪（京ダイアグノスティクス株式会社 代表取締役）
- ・ 内海 潤（ティア・リサーチ・コンサルティング合同会社 代表社員/CEO）
- ・ 小川 聡（TMI 総合法律事務所 京都オフィス 弁護士）
- ・ 辻丸光一郎（辻丸国際特許事務所 代表弁理士）
- ・ 南野研人（弁理士法人レクシード・テック パートナー弁理士）
- ・ 北條明宏（北條公認会計士・税理士事務所 代表 公認会計士・税理士）

- ※1 **特定創業支援等事業**とは・・・京都市が、産業競争力強化法に基づいた創業支援等事業計画を策定し、経済産業大臣及び総務大臣から認定を受け、特定創業支援等事業として位置付けた事業で、申請により会社設立時の登録免許税減免の支援等を受けることができます。但し、諸条件がありますので、詳しくは事務局にお尋ね下さい。
- ※2 一般の受講者との同時受講となります。
- ※3 メンター及び専門家は、採択者のテーマや課題に応じて適宜追加します。

3 主催・協力

主催：京都市、(公財) 京都高度技術研究所 (ASTEM)
 協力：京都スタートアップ・エコシステム推進協議会

4 申請要件

ライフサイエンス分野において、大学等の技術シーズをテーマとしたビジネスモデルにより、京都市内で令和8年3月末までに、ベンチャー企業として起業を目指す方

5 採択者の義務

- (1) 令和8年3月末までに京都市内での創業登記を目指すこと。
- (2) メンターやコーディネータとの月1回程度の面談（進捗報告、課題共有）を行うこと。
- (3) 令和7年3月開催予定の成果報告会での発表及び報告書（兼発表資料）の作成を行うこと。
 （参加予定者：採択者（全員）、審査委員、及びベンチャーキャピタル・金融機関等）
- (4) 支援期間終了後3年間は、創業の状況や雇用、利益等に関する京都市からの照会に対して回答すること。
- (5) 本事業の参加を通じて、京都市に特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明申請をした場合は、上記（4）とは別に、証明書交付日が属する年度最終日の翌日から5年間、追跡調査に回答すること。

6 事業のスケジュール

本事業の支援期間は、採択決定の日から令和7年3月末日までを予定しています。
 なお、メンターによるメンタリングや専門家派遣は、原則として事務局営業日、営業時間内の対応となります。



7 参加に係る費用

メンタリングや専門家相談、セミナー等、本プログラムへの参加費は無料です。
 但し、交通費、通信費等については採択者の自己負担となります。

8 採択件数

2件程度

9 募集期間

令和6年5月8日（水）～6月13日（木）午後5時必着

10 申請書類・提出方法

(1) 申請書類は以下の2点です。専用ホームページからダウンロードして下さい。

書類① 令和6年度ライフサイエンスベンチャー創出支援事業

「KYOTO発起業家育成プログラム」申請書（様式1号）

書類② ビジネスプラン概要書（様式2号）

専用ホームページ <https://www.astem.or.jp/lifeinov/projects05-2024>

(2) 提出方法（電子メールのみ）

上記10（1）の書類①、②を以下のメールアドレス宛、電子メールで提出して下さい。

提出先メールアドレス：ikouyaku@astem.or.jp

件名：KYOTO 発起業家育成プログラム申請

- ・ご提出後、土、日を除き24時間以内に事務局から受付通知のメールをお送りします。
- ・予めikouyaku@astem.or.jpのアドレスが届くよう設定しておいてください。
- ・受付通知のメールが届かない場合は、受理できていない可能性がありますので、その場合は、お電話等で事務局にご確認下さい。

11 審査・採択

(1) 審査

提出書類について、以下の審査基準により、書面審査及びプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査につきましては、申請受付後に詳細をご案内します。審査はいずれも非公開で行います。審査の経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準（評価のポイント）

- ・ライフサイエンス分野において起業に向けた独自のアイデアや技術等を有するか
- ・令和8年3月末までに京都市内でベンチャー企業の設立を目指しているか
- ・成長が期待される先進的なビジネスプランであるか
- ・事業化の実現に不可欠なシーズ等を保有、又は保有する見込みであるか
- ・製品・サービス等の事業化計画を有しており、推進体制の構築が可能であるか
- ・京都市経済への波及効果が高い事業計画であるか

(3) 採択

採択・不採択については、令和6年7月下旬に、事務局から申請者へ通知します。

なお、採択されたビジネスプランについては、事務局ホームページ等によりその概要等について可能な範囲で公表します。

12 フォローアップ

支援期間終了後、事業成果の普及やフォローアップなどを目的として、起業状況について事務局がヒアリングを行います。

13 留意事項

(1) 複数提案の制限

1人が複数の提案を行うことはできません。

(2) 反社会的勢力の排除

採択者について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団密接関係者と判明した場合、不採択とします。また、採択後であっても、採択を取り消します。

14 その他

プログラム内容等、申請者のご質問やご相談に応じますので下記事務局までご連絡下さい。
なお、事前相談の有無は審査に影響しません。

15 事務局・問合せ先

京都市ライフイノベーション創出支援センター

【事務局】

公益財団法人京都高度技術研究所 (ASTEM)

〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町54

京都大学医学部附属病院先端医療機器開発・臨床研究センター 507号室

TEL: 075-950-0880 E-mail: ikouyaku@astem.or.jp

*受付時間: 午前9時～正午、午後1時～午後5時 (祝日を除く月曜日から金曜日)

<京都市ライフイノベーション支援センター>

ライフサイエンス関連の大学・企業が数多く立地する本市の強みを生かし、京都大学医学部附属病院の構内に京都市が設置 (平成22年発足、平成23年現所在地に移転)。今後の成長が期待されるライフサイエンス分野の研究開発や事業化支援、スタートアップ創出支援等に取り組んでいる。